

事業譲渡基本合意書

株式会社 社（以下「甲」という）と株式会社 社（以下「乙」という）は、甲の事業の一部を乙に譲渡する件（以下「本件譲渡」という。）について、本件譲渡の最終契約（以下、「最終契約」という）の締結を目指して、以下の通り合意した。

第1条（目的）

1. 乙は、甲の事業の一部（以下「本件事業」という）を、金1億円にて譲り受ける意向を有し、甲はこれを了承する。
2. 最終契約は、20 年 月 日（以下「最終契約予定日」という）までに締結するものとし、かつ、譲渡日は、本契約の中で、決めるものとする。

第2条（譲渡財産、債務、表明保証）

1. 甲と乙は、本件事業に含まれる資産の主たるものは別紙主要資産目録記載の通り（以下「主要資産目録」という）とする。
2. 甲と乙は、本件事業に含まれる契約の主たるものは別紙主要契約目録記載の通り（以下「主要契約目録」という）であることを確認する。
3. 甲は乙に対し、本件事業に関わる営業上の秘密、ノウハウ、顧客情報、営業手法、その他本件事業の承継にあたり必要な情報をすべて含むものとする。
4. 甲と乙は、本件事業に含まれる債務は別紙債務目録記載の通り（以下「本件債務」という）とする。
5. 前四項の修正、追加、削除は、甲と乙の書面による合意による。
6. 甲は乙に対して、第1項及び第2項の資産、契約上の地位が、第三者の担保、利用権、差し押さえの対象になっていないこと、および、その存否、帰属、内容等について、第三者からクレーム、異議、訴訟等を受けていないことを表明し保証する。
7. 甲は乙に対して、第4項の債務が、その存否、帰属、内容等について、債権者その他第三者からクレーム、異議、訴訟等を受けていないことを表明し保証する。

第3条（従業員）

1. 甲と乙は、乙が譲渡日の前日において本件事業のために甲に雇用されている従業員は、別紙従業員名簿の通りとし、修正、追加、削除は、甲と乙の書面による合意による。
2. 乙は、前項の従業員名簿記載の従業員について、譲渡日以降、従前と同一の条件で雇用契約を締結する。ただし、乙との雇用契約の締結に同意しない従業員についてはこの限りではない。

*従業員は自動的に移動するものではなく、個別契約により移動するので、この条項は重要である。

第4条（善管義務）

甲は最終契約まで、以下の行為を行わないものとする。

- ①本件事業の価値を減少させる可能性のある一切の行為
- ②本件事業に関する通常の営業活動を超えて、負債を増加させる可能性のある一切の行為
- ③定款の変更

第5条（取引先の維持）

甲は、本日以降本件譲渡完了後も、別紙顧客名簿に記載の顧客が、乙との取引を停止又は終了したり、取引量を減じたりすることのないよう努める。

第6条（調査の実施）

乙は、本件譲渡を遂行してよいかどうかの判断をするため、本合意書の締結後、二か月の期間内において、乙及びその選任する弁護士、公認会計士ならびにその他のアドバイザー等が、甲に関する以下の事項を調査（以下「本件調査」とする）するものとし、甲は、乙による本件調査の実施が可能となるよう必要な協力をする。

- ① 第2条で定めた譲渡財産、債務の存在の有無、状況とその価値
- ② 本件取引を意義あらしめるために必要な財産が欠落していないか否か

第7条（条件の修正、契約解除）

1. 乙が行う本件調査により、本件事業に関し、第2条6項および7項の表明保証義務の重要な違反、及び新たな重要事情が発生した時には、甲乙協議のうえ代金を減額することが出来る。
2. 前項の表明保証の重大な違反、または重要事情が回復困難で、乙としては本件譲渡の意義を達成できない時は、本合意書を解除できる。この場合は、解除の原因が甲の故意または重過失による時は、甲は乙に損害賠償をする責に任ずる。ただし、その賠償額は、第1条の代金額の20%を上限とする。

第8条（誠実交渉義務、独占的交渉権）

1. 甲社と乙は、本件譲渡に関して、最終契約を締結すべく誠実に努力するものとする。
2. 甲は、本日より最終契約完了まで締結まで、株主による株式譲渡の承認、増減資、第三者との間での合併、会社分割、株式交換、株式移転につき、第三者との間で、一切の情報交換、交渉、合意、契約を行わないものとする。

第9条（契約期間）

1. 最終契約予定日までに、最終契約が締結できない場合は、本合意書は失効する。ただし、当事者間で別個の契約がなされた場合は、それに従う。
2. 前項により、本合意書が失効した場合は、最終契約締結に至らなかった原因をその故意、重過失によりもたらしたものは、相手に対して賠償する責に任ずる。ただし、その賠償額は、第1条の代金額の20%を上限とする。

第10条（書類の交付）

甲と乙は、最終契約締結までに、取締役会で本件譲渡の承認を得て、その旨の取締役会の議事録を最終契約の締結の場で、互いに相手に交付する。

第11条（秘密保持）

1. 平成 年 月 日付で甲社が差し入れた秘密保持契約は、本合意書が発効後も、有効であることを確認する。
2. 乙は、本合意書の締結およびその内容、本件取引に向けて取得した甲の情報は、下記のものを除いて、秘密情報として、第三者に開示しない。
 - (1) 開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (2) 開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となっていたもの
 - (3) 開示された時点で、既に自ら適法に保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
3. 前二項にかかわらず、最終契約を締結するために必要不可欠な範囲内で、取締役等に開示する場合は除く。ただし、前項の秘密保持契約書に従い、秘密を保持する。

第12条（協議事項）

本合意書に定めのない事項については、本合意書の趣旨に従い、甲および乙の協議のうえ決するものとする。

第13条（適用法と管轄）

本契約書に関する解釈および紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

後日の証として、本書面2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 株式会社

乙 株式会社



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。